4　更生計画第３章第３節第２項⑵イの次に「ウ　前記にかかわらず、管財人は裁判所の許可を得て、更生計画に基づき弁済すべき更生債権額の残額から、更生計画に基づく各弁済期日から一括弁済日まで年５％の割合の複利計算による中間利息を控除した額を、一般更生債権者のうち一括弁済に同意する者に対して、一括弁済することができる。この場合、裁判所の許可を得た日から３か月以内に一括弁済日を定める。

エ　前記ウの一括弁済を受けた更生債権については、一括弁済が行われた時点で、一括弁済額を超える部分の免除を受ける。」

を追加する。

東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２６年（再）第１号

長崎市京泊２丁目10番２号

再生債務者　新長崎水産株式会社

1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

2　監督委員　長崎市樺島町４―６　ソフィアビル２階　弁護士　福﨑　博孝

平成26年２月17日　　長崎地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第３号

千葉市花見川区幕張町５丁目382番地１　アーベントハイム幕張花見川701号

再生債務者　高橋　良益

1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年３月10日まで

4　一般異議申述期間　平成26年３月24日から平成26年４月７日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（再イ）第４号

千葉市花見川区幕張町５丁目382番地１　アーベントハイム幕張花見川701号

再生債務者　高橋由美子

1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年３月10日まで

4　一般異議申述期間　平成26年３月24日から平成26年４月７日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（再イ）第３１号

札幌市中央区北10条西20丁目２番８―403号

再生債務者　中村　　昌

1　決定年月日時　平成26年２月19日午後２時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年３月12日まで

4　一般異議申述期間　平成26年３月26日から平成26年４月２日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（再イ）第１号

秋田市泉南３丁目１番６号

再生債務者　石川　茂樹

1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年３月12日まで

4　一般異議申述期間　平成26年３月26日から平成26年４月３日まで

秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（再イ）第４号

さいたま市西区大字佐知川922番地４

再生債務者　小松　由茂

1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年３月12日まで

4　一般異議申述期間　平成26年３月26日から平成26年４月２日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第１０号

埼玉県入間市大字仏子194番地25　ローレル202

再生債務者　橋口　弘宣

1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年３月12日まで

4　一般異議申述期間　平成26年３月26日から平成26年４月７日まで

さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（再イ）第９号

名古屋市中村区太閤通４丁目65番地　日進ビル１Ｆ

再生債務者　後藤エナジー整体院こと　後藤　正光

1　決定年月日時　平成26年２月19日午後３時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年３月12日まで

4　一般異議申述期間　平成26年３月19日から平成26年３月26日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（再イ）第１５号

名古屋市西区江向町３丁目76番地　ドルフ江向302号

再生債務者　宮川　政志

1　決定年月日時　平成26年２月19日午後３時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年３月12日まで

4　一般異議申述期間　平成26年３月19日から平成26年３月26日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（再イ）第１２号

山形県山形市松波３―８―17　レオパレス東206号

再生債務者　柳田　克利

1　決定年月日時　平成26年２月20日午後３時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年３月13日まで

4　一般異議申述期間　平成26年３月27日から平成26年４月３日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（再イ）第４号

秋田県潟上市昭和乱橋字下畑115番地

再生債務者　中川　　朋

1　決定年月日時　平成26年２月20日午前10時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年３月13日まで

4　一般異議申述期間　平成26年３月27日から平成26年４月４日まで

秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第１０号

山形県南陽市三間通1308番地の２

再生債務者　佐藤　達史

1　決定年月日時　平成26年２月20日午前10時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年３月13日まで

4　一般異議申述期間　平成26年３月27日から平成26年４月10日まで

山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（再イ）第３号

栃木県鹿沼市西茂呂４丁目10番地１

再生債務者　池澤　孝之

1　決定年月日時　平成26年２月20日午前10時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年３月13日まで

4　一般異議申述期間　平成26年３月27日から平成26年４月４日まで

宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２５年（再イ）第６０号

神奈川県平塚市西八幡４丁目５番14号

再生債務者　熊澤　浩志

1　決定年月日時　平成26年２月20日午前11時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年３月13日まで

4　一般異議申述期間　平成26年３月27日から平成26年４月３日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２６年（再イ）第１号

愛知県豊川市御油町小山30番地　ヴィレッヂかけしたＥ

再生債務者　岩井　　開

1　決定年月日時　平成26年２月20日午前10時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年３月13日まで

4　一般異議申述期間　平成26年３月20日から平成26年３月27日まで

名古屋地方裁判所豊橋支部